

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設への命令及び許可の取消し
根拠条例・規則等名		墓地、埋葬等に関する法律
条 項		第 1 9 条
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 生活衛生課（電話：048-829-1299）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、施設の整備改善、又はその全部もしくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は墓地、埋葬等に関する法律第 1 0 条の規定による許可を取り消すことができるとされている。</p> <p>理由 個々の事例について、公衆衛生その他公共の福祉の見地から判断する必要があるため、明確に設定できない。</p>
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		